

令和6年度専攻科入学者選抜【追試験】の実施について

1 追試験対象者

「推薦による選抜」、「学力による選抜」、「社会人特別選抜」のいずれかに出願した者のうち、以下の各号のいずれかに該当する者が選抜日当日の集合時刻までに本校学生課総務・入試係に申し出た場合に限り、その受験者を対象に追試験を実施します。申し出は受験者本人（法定代理人を含む）からに限りします。

なお、詳細な手続等は申し出た際にお知らせします。

(1) 学校保健安全法施行規則（昭和33年文部省令第18号。以下「施行規則」という。）第十八条に定める感染症に罹患、または罹患している疑いがあり、各選抜を受験できない者

(2) その他、受験者自身の責めに帰することができない理由で各選抜を受験できず、追試験の受験を申し出た者で、校長が認めた者

※(1)に示す各選抜を受験できない事由は、高等専門学校の長または医療機関による証明等により、校長が確認するものとする。

※(1)に示す各選抜を受験できない事由を認める期間については、施行規則第十九条に定める出席停止の期間の基準を原則とする。

2 追試験申出先

高知工業高等専門学校学生課総務・入試係

電話（088）864-5644・5621

〒783-8508 高知県南国市物部乙200番1

※平日の8時30分から17時00分までとなります。

※選抜日当日は集合時刻（8時40分）までとなります。

以 上